

穂波まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、穂波まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を穂波交流センター（飯塚市秋松408番地）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協議会は、穂波地区住民一人ひとりと、団体、行政がそれぞれの特性・個性をいかして対等な立場で連携して活動を行い、人権が尊重され、明るく、豊かな、活力あるまちを築くことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、別に定める地域づくり計画に基づき次の事業を行う。

- (1) 人権啓発および男女共同参画の視点にたち課題解決の推進に関する事。
- (2) 青少年の健全育成に関する事。
- (3) 教育・文化活動の推進に関する事。
- (4) 環境美化活動の推進に関する事。
- (5) 地域の安全安心に関する事。
- (6) 健康増進に関する事。
- (7) 福祉活動に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第4条 協議会は本会の趣旨に賛同する穂波地区に居住する住民並びに同地区で組織する団体及び関係団体のうち、次に掲げる理事及び協力団体により組織を構成する。

(1) 理事

- ① 穂波地区に存する各種団体のうち、1に掲げる団体から選出された者
- ② 穂波地区の居住者で協議会の活動を推進していくため部会長が必要と認めた者（以下「まちづくり推進員」という。）

(2) 協力団体

- ① 協議会の活動を支援する別表2に掲げる団体

(3) 支援団体

- ① 穂波まちづくり協議会の活動全般に対する指導・助言を行うと共に事業が円滑に進むための支援を行う別表3に掲げる団体。

第4章 役員

(役員の構成)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 2名
- (6) 各団体代表 2名
- (7) 監査 2名

(役員の選出)

第6条 役員は、理事の中から選考委員会で選出し、総会において承認を得るものとする。

(選考委員の選出)

第7条 選考委員は、各部会から1名選出し、任期は、総会終了までとする。

(校区部会長)

第8条 校区部会長は、各校区から選出し、部会役員については校区部会長が選出し、校区部会の運営にあたる。

(安全安心・環境部会)

第9条 穂波地域の安全安心活動と環境美化活動等を推進するために、安全安心・環境部会を設置する。

2 安全安心・環境部会の構成員は、各校区部会から選出する。

(役員の職務)

第10条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務を統括する。

4 会計は、協議会の会計を担当する。

5 幹事は、協議会の運営を審議する。

6 各団体代表は、協議会の活動が円滑に行われるために会の運営について協力する。

7 監査は、協議会の会計を監査する。

(理事及び役員の任期)

第11条 理事及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。

(協力団体)

第12条 協力団体は必要に応じ会議に参加し助言や指導を行うとともに、協議会の事業が円滑に行われるよう協力していくものとする。

第5章 会議

(会議の種別)

第13条 協議会は、次の会議を持って運営する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 部会

(会議の運営)

第14条 会議の運営は、下記のとおりとする。

- (1) 総会は、協議会の最高決議機関であり理事をもって構成する。
- (2) 総会は、年1回開催し、事業報告、決算報告、監査報告等並びに事業計画、予算、役員、規約の改正等の協議、決定をする。
- (3) 総会は、理事の2分の1以上(委任状含む。)が出席して成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- (4) 総会の議長は、その総会において、出席した者の中から選出する。

- (5) 臨時総会は、会長が招集し、会長が必要と認めた場合若しくは理事会が必要と認めた場合に開くことができる。
- (6) 理事会は、会長が招集し、第4条に定める理事をもって構成し、この会の運営の具体的な内容に関する協議、決定を行う。
- (7) 役員会は、会長が招集し、第5条に定める役員をもって構成する。役員会ではこの会の活動等に関する検討、諸問題解決のための協議を行う。
- (8) 部会は、部会長が招集し、第3条に掲げる事業を運営するために協議をする。

(議事録の作成)

第15条 協議会の会議は、会議の議題及び経過の状況についての要点を記録し、議事録として残さなければならない。

第6章 会計

(経費)

第16条 協議会の運営に関する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。
(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 雜則

(規約の改正)

第18条 この規約は、総会の議決を得なければ、変更することができない。
(規約に定めのない事項)

第19条 この規約に定めのない事項で、協議会の運営について疑義が生じたときは、役員会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。
この規約は、平成26年9月1日から施行する。
この規約は、平成27年9月1日から施行する。
この規約は、平成30年4月1日から施行する。
この規約は、平成31年4月1日から施行する。
この規約は、令和3年4月1日から施行する。
この規約は、令和4年6月1日から施行する。
この規約は、令和5年4月1日から施行する。
この規約は、令和7年4月1日から施行する。

協議会の理事

団体名	選出者
各部会(穂波まちづくり協議会)	部会長 副部会長 事務局長 事務局次長
旧衛生自治会連合会	自治会長会代表
穂波地区公民館連絡協議会	代表
穂波地区子ども会指導者連絡協議会	代表
穂波地区体育振興会	代表
穂波東地区青少年健全育成会	代表
穂波西地区青少年健全育成会	代表
穂波女性部 水仙	代表

別表2

穂波まちづくり協議会 協力団体

団体の名称	備考
飯塚市自治会連合会穂波支部	
穂波地区小・中学校及びP T A	
飯塚市消防団 穂波方面隊	
飯塚警察署 穂波交番	
N P O 法人人権ネットいいづか	
飯塚市商工会	
飯塚市社会福祉協議会 穂波支所	
保護司会 穂波分区	
飯塚市少年相談センター少年補導委員	
穂波支所 市民窓口課・経済建設課	
飯塚市食生活改善推進会 穂波支部	
飯塚地区交通安全協会 穂波支部	
J Aふくおか嘉穂	
穂波地区体育振興会	
穂波地区子ども会指導者連絡協議会	
穂波西・東包括支援センター	
穂波地区民生委員・児童委員協議会	

別表3

穂波まちづくり協議会 支援団体

団体の名称	備考
穂波交流センター	

